

新温泉町議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会と議員の役割と責務（第2条―第3条）

第3章 議員の政治倫理（第4条）

第4章 議会構成（第5条―第9条）

第5章 町民と議会の関係（第10条―第17条）

第6章 議会及び議員と町長等との関係（第18条―第21条）

第7章 議会の機能強化（第22条―第30条）

第8章 議員の定数及び議員報酬（第31条―第32条）

第9章 最高規範性及び条例の見直し（第33条―第35条）

前文

新温泉町議会(以下「議会」という。)は、新温泉町民(以下「町民」という。)に選出された新温泉町議会議員(以下「議員」という。)で構成される議事機関であり、町長との二代表制の一翼を担う意思決定機関である。

地方分権における自治体の自己決定、自己責任の範囲は拡大しており、自立した行政運営が重要視されている。議会は、その主要な責務である町政運営に対する監視機能と、政策立案機能を強化、充実させ、新温泉町の発展と住民福祉の向上を図っていかなければならない。

日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を使命として活動し、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)が定める規定を遵守するとともに、町民に寄り添い信頼される議会をつくることを決意し、ここに新温泉町議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の役割及び運営原則並びに議員の役割、責務、政治倫理等の基本的事項を定めることにより、公正かつ公平で透明な議会運営を図り、町民福祉の向上及び民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会と議員の役割と責務

(議会の役割と責務)

第2条 議会は、町民を代表する議事機関であり、公正性及び透明性を重んじ、町民の多様な意見、要望及び提言を町政に反映させるとともに、開かれた議会運営を行うものとし、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

(1) 町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)と常に緊張ある関係を構築し、議会の権限を行使すること。

(2) 町政の課題及び争点を明らかにするとともに、各議員の発言及び議員相互の

討議を尊重すること。

(3) 町政の監視機関としての責任を果たすこと。

(4) 必要に応じ自ら政策を立案し、町長等に提案すること。

(5) 新温泉町議会傍聴規則(平成17年新温泉町議会規則第2号)に定める傍聴に関し、必要な資料等を提供するなど、町民の傍聴意欲を高める議会運営を行うこと。

(議員の役割と責務)

第3条 議員は、町民の意見を把握するとともに、公平公正に判断し、政策の立案及び提言を行うものとする。

2 町民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

(1) 議会の品位及び秩序を重んじて、節度ある発言に努めること。

(2) 誠実に職務を遂行するため、自己研鑽及び調査研究に努めること。

(3) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の討議を尊重し推進すること。

第3章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第4条 議員は、倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員は、職務の遂行に当たっては、基本的人権を尊重しなければならない。

3 議員は、調査、質問等の政務活動においては、立場上生じ易い各種ハラスメントを、厳に慎むよう留意しなければならない。

4 その他政治倫理に関する事項は、別に条例で定める。

第4章 議会構成

(議長及び副議長の選出)

第5条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

(議長の責務)

第6条 議長は、議会を代表して中立公正な職務執行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

(委員会の設置)

第7条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の設置、構成及び運営は、新温泉町議会委員会条例(平成17年新温泉町条例第210号、以下「委員会条例」という。)で定めるところによる。

2 委員会(予算特別委員会及び決算特別委員会を除く。)は、議会の閉会中においても各所管の事務に関する調査を行うよう努めるものとする。

3 委員会は、その審査又は調査に当たって資料等を公表し、町民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

(委員長の責務)

第8条 委員長は、委員会を代表して中立公正な職務執行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営に努めなければならない。

(会派)

第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策等を中心とした調査研究を行うものとする。

3 会派は、必要に応じて会派間で協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。

第5章 町民と議会の関係

(説明責任)

第10条 議会は、情報の公開に努め、町民に対して説明責任を十分に果たすものとする。

(会議の公開)

第11条 本会議及び委員会は原則として公開するものとする。

2 議会は、会議の日程等を町民に周知するよう努めるものとする。

(会議録の公開)

第12条 会議録は、町民等が可能な限り自由に情報を得ることができるよう、公開に努めるものとする。

(傍聴の促進)

第13条 議会は、本会議及び委員会の傍聴人に対して、議案等の審議又は審査のための資料等の提供及び傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会における質問及び答弁について、傍聴人に理解しやすいよう努めるものとする。

(参考人及び公聴会制度)

第14条 議会は、必要に応じて参考人制度及び公聴会制度を活用し、町民の意見を反映するとともに、学識経験者等からの専門的な知見を審議に活用することができる。

(請願及び陳情)

第15条 議会は、町民からの請願及び陳情の審議において、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けることができる。

(町民参加及び町民との連携)

第16条 議会は、町民が議会の活動に参加できるよう、町民と議員が自由に意見及び情報を交換し、また提言を受けるための意見交換会、議会報告会等を、年1回以上開催するものとする。

(広報広聴活動)

第17条 議会は、議案の審議内容及び結果に関する情報を町民に提供するとともに、町民の意見を得るため、次に掲げる広報広聴活動を行うものとする。

(1) 定期的に議会広報誌を発行すること。

(2) 議会の各種審議は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、積

極的な公開に努めること。

(3) 多様な町民の意見及び提案を把握するため、必要に応じ、アンケート調査等の実施に努めること。

(4) 議員による重要な条例等の提出に当たっては、町民に情報を公開し、意見及び提案を求めるための必要な措置を講ずるよう努めること。

第6章 議会及び議員と町長等との関係

(議会と町長等との関係)

第18条 議場、議案審議における議会と町長等との関係は、常に緊張関係を保持し、活発な議論を目指さなければならない。

2 議会は、議案の審議、検査、監査の請求及び調査の実施、並びに一般質問を通じて、町長等の事務の執行を公平公正かつ効率的に行われているか監視及び評価を行うものとする。

3 議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正、決議並びに、請願の採択を通じて、町長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

4 議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が町政に関するものであるときは、町長等に対し、その内容を最大限尊重するよう求めるとともに、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を速やかに議会に報告するよう求めるものとする。

5 議会は、町長等から議員の質問等の論点を分かりやすくするため、内容確認の申し出があったときは、議長又は委員長の許可の上、質問を許可することができる。

(議員と町長等との関係)

第19条 議員と町長等は、常に緊張ある関係の保持に努めなければならない。

2 議員は、議長の承認のもと、町長等に対して、議事機関としての審議能力の向上を目指すために、資料請求、情報の提供、研修協力を求めることができる。

3 議員は、会議における質疑は、町民にとって分かりやすいものとなるよう、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(議会に対する町長の政策等の説明)

第20条 議会は、町長等が議会に政策、計画、事業等を提案したときは、審議及び審査を通じて政策水準を高め、議決責任を担保するため、町長等に対して、次に掲げる事項に関する情報の提供を求めることができる。

(1) 政策の背景、目的及び効果

(2) 政策の根拠となる関係法令及び条例

(3) 政策の総合計画における位置付け

(4) 政策の実現のための財源及び将来にわたるコスト計算

(5) 他の地方公共団体の類似する政策との比較

(6) 他の政策との比較検討

(7) 政策への町民の参画の有無及びその内容

2 議会は、予算審議に当たり町長が予算議案を提出するときは、町長に対して、施

策別及び事業別の分かりやすい説明資料を提供するよう求めることができる。

3 議会は、決算審議に当たり町長が決算議案を提出するときは、町長に対して、議会の評価を行うための政策の進捗及び成果を示す分かりやすい説明資料を提供するよう求めることができる。

4 議会は、前3項に規定するもののほか、町政に係る調査に必要な情報の提供を町長等に対して求めることができる。

(法第96条第2項に規定する議決事件)

第21条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

第7章 議会の機能強化

(討議の尊重)

第22条 議会は、議員相互の討議を基本に運営するものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議案等に関して審議し、又は審査して結論を出すときは、必要に応じて議員相互の討議により合意を形成するものとする。

3 議会は、諸課題に関する議員相互の共通認識を図り、政策の提言を積極的に行うため、必要に応じて全議員による討議を行うものとする。

(委員会の積極的な運営)

第23条 議会は、多様な行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の積極的な運営に努めなければならない。

2 委員会に付託された請願及び陳情は、審査の結果等を議会へ報告、説明するものとする。

(調査機関の設置)

第24条 議会は、議案等の審査及び調査に当たり、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

(議員研修の充実強化)

第25条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員の研修の充実強化に努めるものとする。

(学識経験者等の活用)

第26条 議会は、必要に応じて議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の評価に資するため、学識経験を有する者等の知見を活用することができる。

(議会事務局の体制整備)

第27条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、政策の立案及び提言等を支援するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

3 議長は、議会事務局の職員を任免し、議事機関としての独立性を確保するものと

する。

(政務活動費の活用と公開)

第28条 議員は、新温泉町議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年新温泉町条例第214号)に基づいて交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等のための調査研究、その他の活動を積極的に行うものとする。

2 議員は、政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、常に町民に対して使途の説明責任を果たすものとする。

(議会改革の継続的な取組)

第29条 議会は、二元代表制における機能強化及び時代に即応した最も効率の良い議会運営を実現するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、町民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例等を、継続的に見直すものとする。

(災害時における議会運営)

第30条 災害時における議会運営は、議長が別に定める。

第8章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

第31条 議員定数は、新温泉町議会議員定数条例(平成20年新温泉町条例第36号。次項において「定数条例」という。)で定めるところによる。

2 定数条例の改正案は、町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して、議員が提出するものとする。

3 議員が前項の改正案を提出する場合は、あらかじめ当該改正案を町民に公開して意見等を求めるよう努めるものとする。

4 議員定数の改正に当たっては、この条例の目的を遂行し、権能を発揮するため、人口、面積、財政力、町民意見等を総合的に判断して、適正な定数を決定するものとする。

(議員報酬)

第32条 議員報酬は、新温泉町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年新温泉町条例第42号)で定めるところによる。

2 議員報酬の改正に当たっては、この条例の目的を遂行し、権能を発揮するため、議会が有する役割、責任、町民意見など等を総合的に判断し、適正な議員報酬を決定するものとする。

第9章 最高規範性及び条例の見直し

(最高規範性)

第33条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る他の条例、規則、告示等を制定してはならない。

(条例の見直し)

第34条 議会は、常に町民の意見、社会情勢その他状況の変化を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の見直しを

行うものとする。

(その他)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。